



JAPAN RESISTOR MFG.CO.,LTD.

株式会社 日本抵抗器製作所

第76回 定時株主総会 招集ご通知

| 開催日時 |

令和6年3月28日（木曜日）午後3時

| 開催場所 |

富山県南砺市北野2315番地
当社本店 3階 講堂

| 目 次 |

第76回定時株主総会招集ご通知

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 監査役1名選任の件

事業報告

連結計算書類

監査報告

計算書類

監査報告

証券コード 6977
令和6年3月7日

株 主 各 位

富山県南砺市北野2315番地
株式会社 日本抵抗器製作所
代表取締役社長 木 村 準

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】
<https://d.sokai.jp/6977/teiiji/>



【当社ウェブサイト】
<https://www.jrm.co.jp/>
（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「会社概要」「財務情報」を順に選択いただき、ご確認ください。）



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「日本抵抗器製作所」又は「コード」に当社証券コード「6977」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、令和6年3月27日午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示されたログインQRコードの読み取り又は当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスの上、「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 令和6年3月28日（木曜日）午後3時
2. 場 所 富山県南砺市北野2315番地
当社本店3階講堂

3. 会議の目的事項**報告事項**

- 第76期（令和5年1月1日から令和5年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第76期（令和5年1月1日から令和5年12月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎会社法改正により、電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 連結計算書類の「連結注記表」
- ③ 計算書類の「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

令和6年3月28日（木曜日）
午後3時（受付開始：午後2時）



インターネットで議決権を行使される場合

次ページのご案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

令和6年3月27日（水曜日）
午後5時入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

令和6年3月27日（水曜日）
午後5時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 股

御中

××××年 ×月×日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行なわれたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

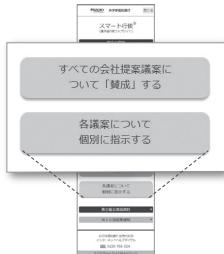
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へする」をクリック

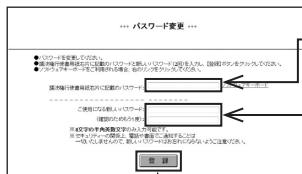
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、剰余金の配当につきましては、収益に応じた配当を基本方針としながら、一方で、安定した配当を継続するとともに、会社の競争力を維持強化すべく将来の事業展開に備えた内部留保の充実を勘案して配当することとしており、当期末の配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき15円 総額 18,558,075円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
令和6年3月29日

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役石崎武氏は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
いし ざき たけし 石崎 武 (昭和17年11月24日)	昭和 39年 11月 当社入社 昭和 61年 8月 日本抵抗器販売(株)取締役開発室長に就任 平成 6年 11月 日本抵抗器販売(株)取締役経営本部長に就任 平成 28年 3月 当社社外監査役に就任 (現任)	100株
(社外監査役候補者とした理由) 石崎武氏は、企業経営に関わりを持ったこれまでの豊富な経験、知見を有していることから、引き続き当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等に充分役割を果たしていただけるものと判断しました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 石崎武氏は社外監査役候補者であります。
3. 石崎武氏は現在、当社の社外監査役であり、監査役としての在任期間は本株主総会終結の時をもって8年になります。

以上

事業報告

(令和5年1月1日から令和5年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和され、感染症法上の位置付けが5類に引き下げられたことで、国内における個人消費の回復やインバウンド需要の増加などにより社会経済活動は緩やかに回復の動きがみられたものの、物価上昇により消費はさほど増加せず、設備投資も停滞気味となり、ウクライナ情勢の長期化、中東での紛争、為替の円安進行などもあり、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような経済情勢のもと、当社グループにおいては、民生用機器や車載向け及び産業機器向け電子部品の売上は前期比で増加しましたが、半導体装置用電子機器、省エネ機器用電子機器では設備投資需要の落ち込み、在庫調整の動きなどにより売上が減少し、売上高は前期比若干の減少となりました。また、資源・エネルギー価格の高騰を受けて製造原価が上昇したことなどにより、利益は前期比減少となりました。前期は電子部品の入手難に伴う顧客からの先々の先行手配により受注残高が高い水準で推移しておりましたが、入手難の状況が改善されたこと、売上が堅調に推移したことにより、当期末の受注残高は前期比減少しました。

このような状況の下、当社グループにおいては、脱炭素社会に向けた取り組みとして、欧州・東南アジア・中国市場での電気自動車関連向けの電子部品、産業機器市場向けの電子部品の受注拡大に努めるとともに、高い品質、高い信頼性を必要とされる市場への販路拡大を進めております。それと同時に、工程の自動化・省力化によるコスト削減、新製品の開発に努め、収益力の強化に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度の業績は、売上高7,176百万円（前期比0.4%減）、営業利益100百万円（同67.8%減）、経常利益139百万円（同51.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益84百万円（同36.8%減）となりました。

当社グループにおける製品群別の生産・受注・販売の実績は次のとおりであります。

(生産)

製品群の名称	前連結会計年度 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)	当連結会計年度 (自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)	前期比 (%)
抵抗器 (千円)	1,642,166	1,636,844	99.7
ポテンショメーター (千円)	556,580	573,512	103.0
ハイブリッドIC (千円)	1,544,227	1,781,513	115.4
電子機器 (千円)	2,699,283	2,379,827	88.2
合計 (千円)	6,442,256	6,371,696	98.9

(受注高)

製品群の名称	前連結会計年度 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)	当連結会計年度 (自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)	前期比 (%)
抵抗器 (千円)	2,046,699	1,734,361	84.7
ポテンショメーター (千円)	709,448	671,527	94.7
ハイブリッドIC (千円)	1,599,563	1,569,212	98.1
電子機器 (千円)	3,113,297	1,808,426	58.1
合計 (千円)	7,469,007	5,783,526	77.4

(受注残高)

製品群の名称	前連結会計年度 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)	当連結会計年度 (自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)	前期比 (%)
抵抗器 (千円)	618,393	399,698	64.6
ポテンショメーター (千円)	130,747	99,993	76.5
ハイブリッドIC (千円)	1,394,268	1,037,756	74.4
電子機器 (千円)	1,369,016	582,306	42.5
合計 (千円)	3,512,424	2,119,753	60.4

(販売実績)

製品群の名称	前連結会計年度 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)		当連結会計年度 (自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)		前期比 (%)
抵抗器 (千円)		1,921,546		1,953,056	101.6
ポテンショメーター (千円)		686,161		702,281	102.3
ハイブリッドIC (千円)		1,664,081		1,925,724	115.7
電子機器 (千円)		2,933,028		2,595,136	88.5
合計 (千円)		7,204,816		7,176,197	99.6

また、顧客の地域別売上高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)		当連結会計年度 (自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)		増減	
	売上高(千円)	構成比 (%)	売上高(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	増減率 (%)
日本	5,724,454	79.5	5,759,653	80.3	35,199	0.6
欧州	644,716	8.9	599,616	8.3	△45,100	△7.0
アジア	808,850	11.2	794,887	11.1	△13,963	△1.7
南北アメリカ	19,939	0.3	16,655	0.2	△3,284	△16.5
その他	6,855	0.1	5,384	0.1	△1,471	△21.5
計	7,204,816	100.0	7,176,197	100.0	△28,619	△0.4

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は2億4千1百万円であり、主な内容は生産設備の更新であります。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後につきましては、ウクライナ情勢の長期化や中東地域の紛争など国際社会は多極化し不確実性が高まっており、海外の景気の先行きは依然として不透明な状況が続くものと予想しております。

また、国内においては燃料・原材料価格の高騰に加え、物流コスト上昇、円安による海外生産コスト上昇など製造業を取り巻く環境としましては厳しい状況となっております。

当社グループとしましては、適正な利益水準を確保するため、コスト上昇分を適切に販売価格に転嫁すると同時に、製造現場の改善・改革を進め、グループ各社の総力を結集して一層のコスト削減に取り組んでまいります。そして、高付加価値商品を生み出すべく、商品開発力や営業力を強化し、収益力の強化に努めてまいります。

(生産部門)

エレクトロニクス業界は、価格競争が厳しく、コスト競争力をつけることが最重要課題であり、国内外の生産拠点ではコスト低減の取り組みはもちろん、生産工程における自動化、省人化を図り作業者スキル向上と多能工化を進め、品質管理の充実をめざしていく事が重要な経営課題となっております。

(研究開発部門)

顧客ユーザーが求める要求仕様の実現と商品付加価値向上を商品開発の基本方針として取り組んでおります。商品開発の企画段階から顧客ニーズの掘り起こしを行うことで自動車、産業機器、建設機械、電機、通信など幅広い分野に製品を提供しております。新しい分野への挑戦を続け、時代の変化をフレキシブルにつかみ、新たなテクノロジーを生み出し、技術革新を進めてまいります。

(海外事業展開)

販売拠点として中国の上海 J R M 有限公司（現地法人）を中国、欧州、アジア地域への展開を進める主要な拠点とし、タイの J R M (Thailand) Co., Ltd.（現地法人）を ASEAN 地域での自動車及び産業用電子機器の販売拡大拠点として展開しております。また、令和 6 年度はタイ現地法人に製造部門を新設し、ASEAN 地域にタイムリーに商品を生産できる体制を構築いたします。当社グループは各国に広がるローカルパートナーのネットワークを駆使し、オンタイムデリバリーとクオリティコントロールを実現し、安定した製品の提供を進めてまいります。

何卒、より一層のご理解とご支援を賜ります様、お願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第73期 (令和2年12月期)	第74期 (令和3年12月期)	第75期 (令和4年12月期)	第76期 (当連結会計年度) (令和5年12月期)
売上高 (千円)	5,543,360	6,185,426	7,204,816	7,176,197
経常利益 (千円)	49,028	104,762	287,184	139,094
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	38,076	49,865	133,206	84,223
1株当たり当期純利益 (円)	30.77	40.30	107.65	68.07
総資産 (千円)	6,273,389	6,838,920	7,590,329	7,645,823
純資産 (千円)	1,738,071	1,871,132	2,021,111	2,138,312
1株当たり純資産額 (円)	1,103.72	1,226.55	1,329.98	1,396.60

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を第75期の期首から適用しており、第75期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況ならびに企業結合等の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社

社 名	資 本 金 百万円	出 資 比 率 %	主 な 事 業 内 容
日本抵抗器販売株式会社	50	60.0 (60.0)	電子機器、電子部品の販売

(注) 出資比率割合の()は間接所有割合の内数となっております。

(7) 主要な事業内容 (令和5年12月31日現在)

下記製品の製造及び販売

- 抵抗器 自動車、農業機器、住設機器、昇降機、電源機器、医療機器、家電 等
- ポテンショメーター 自動車、建設機械、農業機器 等
- ハイブリッドIC 自動車、空調機器、電源機器、医療機器、家電 等
- 電子機器 自動車、空調機器、住設機器、農業機器 等

(8) 主要な事業所及び工場 (令和5年12月31日現在)

- ① 当社
 本社： 富山県南砺市北野2315番地
 富山工場： 富山県南砺市北野2315番地
- ② 主要な子会社の事業所
 国内： 日本抵抗器販売株式会社
 東京都品川区南大井3丁目6番20号
 海外： 解亜園(上海)電子製造有限公司
 中国上海松江出口加工区茸翔路8号標準廠房第3、4棟

(9) 使用人の状況 (令和5年12月31日現在)

- ① 企業集団の使用人の状況 322 (158) 名 (前期比 △52 (+11) 名)
 (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 2. 当社グループは電子部品の製造・販売及び付帯業務の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。
 3. 使用人数が前期末と比べて52名減少しておりますが、その主な理由は、海外子会社での新規採用の抑制並びに自己都合退職によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
51 (0) 名	- (-) 名	44.9歳	17.0年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (令和5年12月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社富山銀行	506,784千円
株式会社富山第一銀行	470,064
株式会社横浜銀行	406,700
株式会社北陸銀行	399,600
株式会社みずほ銀行	397,791
株式会社商工組合中央金庫	300,190

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（令和5年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 2,000,000株
- ② 発行済株式の総数 1,240,000株
- ③ 株主数 1,554名
- ④ 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
木村 準	156,500株	12.65%
永山 敬健	62,000株	5.01%
日本抵抗器関連会社従業員持株会	57,662株	4.66%
今井 芳範	45,163株	3.65%
いずも産業株式会社	43,900株	3.55%
株式会社富山銀行	37,800株	3.06%
株式会社富山第一銀行	37,800株	3.06%
日抵従業員持株会	35,654株	2.88%
嶋村 吉洋	31,600株	2.55%
日本抵抗器取引先持株会	28,375株	2.29%

(注) 持株比率は自己株式（2,795株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（令和5年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	木村 準	
取締役	今井 治	株式会社今井機業場相談役
取締役	今井 芳 範	シーエスフィールド株式会社代表取締役
取締役	愛山 良 信	
取締役	森 悦 夫	
取締役	橋 爪 道 也	
取締役	魚 孝 浩	
常勤監査役	堀 井 進	
監査役	堀 越 直 子	
監査役	白 田 幸 春	
監査役	石 崎 武	

- (注) 1. 取締役のうち今井 治氏、今井芳範氏は社外取締役であります。
 2. 監査役のうち堀越直子氏、白田幸春氏、石崎 武氏は社外監査役であります。
 3. 当社は、今井 治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、令和3年2月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は基本報酬のみとしており、役位と経営環境等を総合的に勘案して決定することを基本方針としております。

b. 基本報酬に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、金銭による月額固定報酬としております。決定方法としましては、代表取締役が社外取締役、社外監査役の意見を聴取した上で、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で取締役会に原案を提示し、取締役会の決議で決定しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	26,400 (1,200)	26,400 (1,200)	— (—)	— (—)	5 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	3,600 (2,400)	3,600 (2,400)	— (—)	— (—)	4 (3)
合 計 (うち社外役員)	30,000 (3,600)	30,000 (3,600)	— (—)	— (—)	9 (5)

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 当期末の取締役の員数は7名、監査役の員数は4名であります。上記の取締役の員数と相違しておりますのは、無報酬の取締役2名を含んでいるためであります。

ハ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等の額については、昭和57年3月20日開催の第34回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額60,000千円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とすることを決議しております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名であります。

監査役の報酬等の額については、昭和57年3月20日開催の第34回定時株主総会において、監査役の報酬限度額は年額18,000千円以内とすることを決議しております。なお、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名であります。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役今井治氏は、株式会社今井機業場の相談役であります。株式会社今井機業場と当社の間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役今井芳範氏は、シーエスフィールド株式会社の代表取締役であります。シーエスフィールド株式会社と当社の間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 今井 治	当期開催の取締役会15回のうち15回出席いたしました。経営者としての経験及び知見により独立した立場から取締役会の相互監督機能を強化し、公正かつ的確な助言を行っており、主に他業種の動向等についての発言を行うなど適切に役割を果たしております。
社外取締役 今井芳範	当期開催の取締役会15回のうち15回出席いたしました。経営者としての経験及び知見により独立した立場から取締役会の相互監督機能を強化し、公正かつ的確な助言を行っており、主に国内の市場動向等についての発言を行うなど適切に役割を果たしております。
社外監査役 堀越直子	当期開催の取締役会15回のうち14回出席し、また当期開催の監査役会12回のうち12回出席いたしました。財務および会計に関する知見を有し、海外経験も有り、幅広い知識を有しており、主に海外の情報についての発言を行っております。
社外監査役 白田幸春	当期開催の取締役会15回のうち15回出席し、また当期開催の監査役会12回のうち12回出席いたしました。中国、A S E A Nマーケットにおける電機メーカーの市場動向に詳しく豊富な経験を有しており、主に国内の情報についての発言を行っております。
社外監査役 石崎 武	当期開催の取締役会15回のうち15回出席し、また当期開催の監査役会12回のうち12回出席いたしました。企業経営に関わりを持った豊富な経験、知見を有しており、主に国内の情報についての発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

仰星監査法人

② 報酬等の額

	支	払	額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額			22,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額			22,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分していないため、これらの合計金額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(令和5年12月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	5,781,552	流 動 負 債	3,571,782
現金及び預金	1,500,557	支払手形及び買掛金	579,756
受取手形	14,298	電子記録債務	547,190
売掛金	987,246	短期借入金	2,180,924
電子記録債権	678,431	1年内償還予定の社債	20,000
商品及び製品	437,384	リース債務	3,424
仕掛品	99,395	未払法人税等	31,757
原材料及び貯蔵品	2,011,134	受注損失引当金	4,413
未収入金	36,991	その他	204,315
その他	56,768	固 定 負 債	1,935,728
貸倒引当金	△40,656	社債	110,000
固 定 資 産	1,863,328	長期借入金	1,476,275
有 形 固 定 資 産	1,341,753	リース債務	4,271
建物及び構築物	1,822,125	退職給付に係る負債	345,181
機械装置及び運搬具	1,470,535	負 債 合 計	5,507,510
工具、器具及び備品	901,965	純 資 産 の 部	
土地	300,006	株 主 資 本	1,477,675
リース資産	50,241	資 本 金	724,400
建設仮勘定	88,670	資 本 剰 余 金	207,448
減価償却累計額	△3,291,790	利 益 剰 余 金	549,842
無 形 固 定 資 産	8,468	自 己 株 式	△4,016
投 資 そ の 他 の 資 産	513,107	その他の包括利益累計額	250,205
投資有価証券	252,777	その他有価証券評価差額金	40,463
繰延税金資産	102,118	為 替 換 算 調 整 勘 定	209,741
その他	158,210	非 支 配 株 主 持 分	410,432
繰 延 資 産	943	純 資 産 合 計	2,138,312
資 産 合 計	7,645,823	負 債 純 資 産 合 計	7,645,823

連結損益計算書

(令和5年1月1日から
令和5年12月31日まで)

科 目	金 額	千円	千円
売上高			7,176,197
売上原価			5,639,558
売上総利益			1,536,638
販売費及び一般管理費			1,436,312
営業利益			100,326
営業外収益			
受取利息		1,917	
受取配当金		7,060	
不動産賃貸料		40,495	
為替差益		28,882	
その他		13,881	92,237
営業外費用			
支払利息		34,206	
賃貸資産減価償却費		16,801	
その他		2,461	53,469
経常利益			139,094
特別利益			
固定資産売却益		411	
投資有価証券売却益		32,479	32,891
特別損失			
固定資産除却損		3,369	
投資有価証券評価損		4,758	
投資有価証券売却損		250	8,378
税金等調整前当期純利益			163,608
法人税、住民税及び事業税		53,085	
法人税等調整額		11,411	64,497
当期純利益			99,110
非支配株主に帰属する当期純利益			14,886
親会社株主に帰属する当期純利益			84,223

連結株主資本等変動計算書

(令和5年1月1日から
令和5年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産計
	資本金	資本金 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額 合計		
令和5年1月1日残高	724,400	207,448	521,299	△3,819	1,449,328	19,516	176,840	196,356	375,425	2,021,111
当連結会計年度 中の変動額										
剰余金の配当			△55,680		△55,680					△55,680
親会社株主に帰属 する当期純利益			84,223		84,223					84,223
自己株式の取得				△196	△196					△196
株主資本以外の項目の 当連結会計年度中の 変動額（純額）						20,946	32,901	53,848	35,006	88,855
当連結会計年度 中の変動額合計	-	-	28,543	△196	28,346	20,946	32,901	53,848	35,006	117,201
令和5年12月31日残高	724,400	207,448	549,842	△4,016	1,477,675	40,463	209,741	250,205	410,432	2,138,312

連結計算書類に係る会計監査人監査報告

独立監査人の監査報告書

令和6年2月28日

株式会社 日本抵抗器製作所
取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 向 山 典 佐
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 吉 岡 礼
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日本抵抗器製作所の令和5年1月1日から令和5年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本抵抗器製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(令和5年12月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	3,135,540	流 動 負 債	2,188,557
現金及び預金	455,128	支払手形	29,297
売掛金	840,595	買掛金	398,497
電子記録債権	40,000	電子記録債務	594,087
商品及び製品	149,927	短期借入金	800,000
仕掛品	6,081	1年内返済予定の長期借入金	281,139
原材料及び貯蔵品	1,242,005	1年内償還予定の社債	20,000
未収入金	360,504	未払金	19,537
前払費用	1,600	未払費用	3,276
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	39,420	未払法人税等	24,878
その他	276	預り金	3,955
固 定 資 産	1,080,554	前受収益	1,677
有 形 固 定 資 産	385,865	その他	12,210
建築物	333,434	固 定 負 債	588,751
構築物	21,455	社債	110,000
機械及び装置	410,418	長期借入金	403,080
車両運搬具	12,352	退職給付引当金	75,671
工具、器具及び備品	529,723	負 債 合 計	2,777,308
土地	215,569	純 資 産 の 部	
減価償却累計額	△1,137,088	株 主 資 本	1,413,518
無 形 固 定 資 産	1,622	資 本 金	724,400
ソフトウェア	325	資 本 剰 余 金	131,450
その他	1,297	資 本 準 備 金	131,450
投 資 そ の 他 の 資 産	693,067	利 益 剰 余 金	561,684
投資有価証券	119,076	利 益 準 備 金	49,649
関係会社株式	403,836	そ の 他 利 益 剰 余 金	512,034
関係会社長期貸付金	79,105	繰越利益剰余金	512,034
繰延税金資産	33,996	自 己 株 式	△4,016
その他	57,052	評 価 ・ 換 算 差 額 等	26,211
繰 延 資 産	943	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	26,211
社債発行費	943	純 資 産 合 計	1,439,729
資 産 合 計	4,217,038	負 債 純 資 産 合 計	4,217,038

損益計算書

(令和5年1月1日から
令和5年12月31日まで)

科 目	金 額	額
	千円	千円
売上高		3,983,838
売上原価		3,736,156
売上総利益		247,682
販売費及び一般管理費		197,977
営業利益		49,705
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	4,702	
不動産賃貸料	28,014	
為替差益	42,404	
その他	25,772	100,894
営業外費用		
支払利息	15,134	
賃貸資産減価償却費等	2,379	
その他	1,893	19,406
経常利益		131,193
特別利益		
投資有価証券売却益	109	109
特別損失		
固定資産除却損	1,016	1,016
税引前当期純利益		130,286
法人税、住民税及び事業税	44,415	
法人税等調整額	△612	43,803
当期純利益		86,483

株主資本等変動計算書

(令和5年1月1日から
令和5年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							評価・換算 差 額 等	純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計				
令和5年1月1日残高	724,400	131,450	49,649	481,231	530,881	△3,819	1,382,912	12,555	1,395,467
当事業年度中の変動額									
剰 余 金 の 配 当				△55,680	△55,680		△55,680		△55,680
当 期 純 利 益				86,483	86,483		86,483		86,483
自 己 株 式 の 取 得						△196	△196		△196
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額(純額)								13,656	13,656
当事業年度中の変動額合計	-	-	-	30,802	30,802	△196	30,606	13,656	44,262
令和5年12月31日残高	724,400	131,450	49,649	512,034	561,684	△4,016	1,413,518	26,211	1,439,729

計算書類に係る会計監査人監査報告

独立監査人の監査報告書

令和6年2月28日

株式会社 日本抵抗器製作所
取締役 会 御中

仰星監査法人
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 向 山 典 佐
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 吉 岡 礼
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日本抵抗器製作所の令和5年1月1日から令和5年12月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和6年2月29日

株式会社 日本抵抗器製作所 監査役会

常勤監査役 堀 井 進 ㊟

社外監査役 堀 越 直 子 ㊟

社外監査役 白 田 幸 春 ㊟

社外監査役 石 崎 武 ㊟

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 12 horizontal dashed lines.

定時株主総会会場ご案内図

会場

当社本店 3階講堂

富山県南砺市北野2315番地 TEL (0763) 62-1180

交通

J

R

城端線

| 城端駅より徒歩約10分



UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。